

受検申請の際の本人確認書類について

H29.9.1

人材開発統括官付
能力評価担当参事官室

- ・ 都道府県（職業能力開発協会）及び指定試験機関が実施する技能検定については、受検申請時に、本人確認書類（写し）の提出が必要です。
以下の本人確認書類の写しを、受検申請書とともに提出願います。
- 1 本人確認書類の例（日本人、永住者、それらの配偶者等及び定住者）
 - ① 運転免許証、個人番号カード（個人番号が記載されている箇所は黒塗りすること）、日本パスポート（写真欄）、住民票の写し、日本の官公庁が発行した身分証明書（氏名及び生年月日が確認できるものに限る。）
 - ② 特別永住者証明書
 - ③ 健康保険被保険者証
 - ④ 生徒手帳、学生証（氏名及び生年月日が確認できるものに限る。）
- 2 本人確認書類の例（1以外の場合）
 - ① 外国パスポート（写真欄と日本国査証欄）
 - ② 在留カード

（参考）

日本でものづくり分野に従事する若者の確保・育成を目的として、35歳未満の方が技能検定（ものづくり分野の技能検定の2，3級実技試験を受検する者に限る）を受ける際の受検料が、一部減額されることとなりました。受検申請の際に、上記書類により「実技試験実施日が属する年度の4月1日において、35歳に達していない」ことを確認させていただきます。

<実施時期>

- ・ 都道府県実施分
平成29年度後期から。
- ・ 指定試験機関実施分
職種により平成29年9月実技試験実施分又は平成30年度から。詳細は各指定試験機関にお問い合わせください。